

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成19年6月8日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社デンコードー

イ 株式会社サンデー

ウ 株式会社ホットマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 前潟ショッピングセンター 盛岡市前潟三丁目2番1号ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日

ア (3)ア及びイ 平成20年1月22日

イ (3)ウ 平成19年5月22日

(5) 変更の理由

ア 顧客のニーズにあった品揃えにするため

イ 店舗内の配置変更のため

ウ 作業効率を改善するため

2 届出年月日 平成19年5月21日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所